

ながらくの懸案たるこれらの問題はいよいよ本年において、その機ようやく熟し来つたと考えられますので、隣接町村の正しき理解と友愛との精神に立脚して、この実現を期したいと思うのであります。

即ち、これにより教育施設、道路交通計画その他各般の都市文化施設の確立、さらにまた目下最も緊要な問題として大きくとりあげるべき工場誘致等あらゆる面においての総合計画を樹立し、もつてこの地方一帯の發展の基盤を確立いたしたいと念願するものであります。そのためには市議会におかれましても格段の御尽力を得たいと存する次第であります。

以上本年度に対する市政全般について私の考えております大要を申述へました。よろしく御共鳴を來原せられました。

この日、春雨けふる中を午前十時二十五分、湘南電車で小田原駅に御到着。鈴木市長、山橋議長らの出迎えを受け、多数市民歓迎裡に直ちに自動車で市役所に向ひ、市長室にて鈴木市長より市議の現況をつぶさに聞かれてから御視察に移られ、鈴木市長の御案内にて、万年火災跡地の復興状況、宝安寺社会事業部を御視察の後、商工会議所で御昼食をおとりになり、所内陳列物品を台覧され、再び、かまばこ製造工場、明治天皇御聖蹟、魚市場県立工芸指導所、市立城内小学校、城址公園、県立婦人職業補導所、国立

三月定例市議会開かる

いただきたく絶大なる御
協力をお願ひする次第で

1

る後任につき、同氏を
再任したい、という諸

同意。間は、いては原案通り

貢会」が設けられ、これに「昭和二十六年度小田原市歳入歳出決算認定に

次算特別委員の氏名は次
が附託された。

真壁賢二、井上政重、
小石川寅吉、望月正道
神保義三郎、山田甚蔵

X 関野元治、山崎保平、
金野正房、江口玄亮

十三日は、庶務課長から、予算案、条例案その他の各議案について、終

口にねがひ
各議員から一般質問が活
なされ、次いで十四日は
詳細説明が

被害者住宅、促成茄子保溫苗床を御視察、これにて全日程をとどこおりな

終了せられましたので
午前十一時三十二分、小

ました。

お迎えして
ショントーナメント大会

この日、繪寿三等官邸にてには万場割れるような拍子のうちに「安息について」と題されて約十五分

に亘つて極めて有益な講演をされました。

先発表と午後の郷土民芸
ノオクダンス、スクエア
タンスとに分れて行われ

ましたが、最後のフォク
タンスやスクエアダンス
には殿下も上着をぬいで

ながさればほんまに
情景が繰りひろげられる
などまことに有意義な一
日でした。

4月19日 衆議院議員総選挙

4月24日 参議院議員通常選挙

選挙ごよみ

(大略)

月 日	衆院選挙	参院選挙
三月二十四日	不在者投票開始	この日現在により 補充名簿を調製
四月三日	立会演説会午後七時から 於中央公民館	同 補充名簿登録申請
四月六日	既定名簿閲覽最終	受理開始
四月一日	補充名簿縦覧開始	既定名簿閲覽開始
四月一〇日	立会演説会午後一時から 於中央公民館	同 立会演説会午後七時から 於中央公民館
四月一三日	同 立会演説会午後一時から 於中央公民館	同 立会演説会午後七時から 於中央公民館
四月一四日	異議申立最終日	同 補充名簿縦覧最終
四月一七日	補充名簿確定	同 補充名簿確定
四月一八日	不在者投票最終日	同 不在者投票最終日
四月一九日	投票日(午前七時から午後六時まで)	同 投票日(午前七時から午後六時まで)
四月二〇日	開票	同 開票
四月二三日	不在者投票最終日	同 不在者投票最終日
四月二四日	開票	同 開票
四月二五日	不在者投票最終日	同 不在者投票最終日

諸手數料価上

秒)次いで上、川崎、下高座、小田原の順、小田原(所要時間8時間5分45秒)は六位でとびこんできたが、二位以下はいづれも接戦で、僅か九分間に次々にゴールインしたものであつた。さらに十五分の差をもつて藤沢が到着し、最後に茅ヶ崎がゴールインする頃は雨も次第に烈しくなり、すつかり夕闇に包まれ第一日を終つた。

翌日朝八時、雨上りの小田原市役所前を一斉にスタート、途中藤沢の寒権があつたが、他の各チームはよく雨上りの山間の難路を克服、松田、秦野、伊勢原、中野、厚木、新長後、戸塚と一路県庁へのコース一二三、六糠を走破、八時間五分三秒で横浜がゴールイン、次いで小田原、川崎、上、横須賀、下、高座、中、津久井、愛甲、茅ヶ崎の順で各チーム到着、県庁前広場で、昨年の大会記録を二十分以上も破る大記録を遂げた横浜チームに内山知事から優勝杯があくられ、こゝに国連普及県内一周駅伝大会の幕を閉じた。

四月一日から諸手数料価上 諸物価の値上がりにより、増大してゆく財政需要に応するため、地方自治法第二百二十二条第一項の規定に基く手数料について、従来より二割方増額することとし、今議会に「小田原市手数料条例」の一部を改正する条例案を提案、可決となつたときは、四月一日から実施する予定であります。改正案の内容は次の通り租税及び公課に関する証明、身分証明、埋火葬に関する証明、印鑑証明、住民票記載事項証明、及び戸主登録の手数料を従来の半額に減額するものであります。この改正案が可決されると、小田原市手数料規則の一部を改正して、転出証明書交付手数料を一件につき、四十円と定め、三月二十日から実施致します。なお、従来、手数料の免除規定はありませんでしたが、今回の改正において、「公費の救助を受けている者からの請求によるときは、手数料を徴収しない」ということに致しました。